平成２１年（フ）第８４３号
岩手県陸前高田市気仙町字町25番地２
債務者　中村　　智
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８６６号
盛岡市月が丘２丁目15番１―608号
債務者　三上　秋広
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第８８８号
盛岡市東新庄２丁目10番23号　カサブランカH―２号
債務者　佐々木京子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２０年（フ）第１１７号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字前田17番地３、住民票上の住所岩手県奥州市水沢区佐倉河字川原田43番地４
債務者　佐藤　輝好
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１８号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字前田17番地３
債務者　佐藤　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第１１７号
岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻荒巻横道上60番地　ディアス荒巻Ｃ棟201号室
債務者　野崎　朋子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第４９１号
群馬県藤岡市藤岡1859番地８　サンハイツ城山Ｂ102
債務者　清水　健一
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４９６号
群馬県安中市安中２丁目16番39号
債務者　平尾　利政
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第５４１号
埼玉県熊谷市玉井南１丁目80番地１　サンピアタキザワＡ―201
債務者　林　　理華
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５６８号
埼玉県行田市城西５丁目３番30号
債務者　阿部　美穂（旧姓松村）
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５６９号
埼玉県羽生市東８丁目７番地13
債務者　小池　　昇
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第５７０号
埼玉県羽生市東８丁目７番地13
債務者　小池カヨ子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第８７５号
神奈川県平塚市大神2062―１、住民票上の住所神奈川県厚木市恩名５丁目８番２―508号
債務者　菊地原嘉幸
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９０４号
神奈川県小田原市曽比1930番地の１
債務者　内田　澄江
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第９１０号
神奈川県平塚市横内3130番地　県営横内アパート20―305
債務者　劔持　早苗
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第６５５号
静岡県沼津市下香貫下障子3213番地　真野マンション102号
債務者　土佐谷正子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第１２７号
京都府船井郡京丹波町須知居屋ノ下25番地２
債務者　木戸　明子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２１年（フ）第１２９号
京都府亀岡市篠町野条イカノ辻北37番地
債務者　石田みどり
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月３日まで
京都地方裁判所園部支部破産係